

不妊症、不育症と診断された夫婦への医療費を助成しています

一般不妊治療費助成について



助成内容	一般不妊治療に要する検査費および治療費(医療保険適用と適用外の両方)
対象者	・婚姻が確認できる法律上の夫婦、または事実上婚姻状態にある男女で、産科・婦人科・泌尿器科・皮膚泌尿器科を標榜する医療機関で不妊症と診断された方 ・不妊症の治療を受けた妻の年齢(治療開始時点の年齢)が43歳未満の夫婦 ・治療および申請日に、夫または妻のいずれかまたは両方の住所が市内にある方
補助金額	1年度あたり上限 10万円(本人負担額の1/2以内)
所得制限	なし
補助期間	2年間(県内の市町村で同制度の助成を受けていた場合にはその期間も含まれます。)
受付期日	3月15日(金)まで(令和5年3月診療分～令和6年2月診療分) ※申請期間を過ぎた場合は受け付けできませんので、必ず期日までに申請してください。 ※必要書類の準備に時間を要する場合がありますので、余裕を持ってご準備ください。

※特定不妊治療費助成(体外受精、顕微授精)の助成は行っていません。

不育症治療費助成について

助成内容	不育症の検査費および治療費(医療保険適用と適用外の両方)
対象者	・婚姻が確認できる法律上の夫婦、または事実上婚姻状態にある男女で、指定医療機関で不育症と診断された方 ・不育症の治療を受けた妻の年齢(治療開始時点の年齢)が43歳未満の夫婦 ・治療および申請日に、夫または妻のいずれかまたは両方の住所が市内にある方
補助金額	1年度あたり上限 10万円(本人負担額の1/2以内)
所得制限	なし
補助期間	2年間(県内の市町村で同制度の助成を受けていた場合にはその期間も含まれます。)
受付期日	3月15日(金)まで(令和5年3月診療分～令和6年2月診療分) ※申請期間を過ぎた場合は受付できませんので、必ず期日までに申請してください。 ※必要書類の準備に時間を要する場合がありますので、余裕を持ってご準備ください。

※上記の助成を受けた後に出産し、さらに次の出産を希望される方は、再び助成対象となります。

健康推進課 ☎(28)5833

詳しくは
市ホームページを
ご覧ください→



ご存じですか

障害者差別解消法が変わります

令和6年4月1日から、障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されます。

	行政機関等	事業者
不当な差別的取扱い	禁止	禁止
合理的配慮の提供	義務	努力義務 ⇒ 義務



☆障害者差別解消法

平成28年4月1日から始まり、行政機関等および事業者に対し、障害が理由の「不当な差別的取扱い」の禁止、障害がある人への「合理的配慮の提供」を求めるなど、「共生社会」の実現を目指す法律です。

詳しくは、内閣府ホームページをご覧ください。☞ <https://www8.cao.go.jp/shougai/index.html>